

●まちのお知らせ

お問い合わせは安八町役場 ☎ 64-3111

国民健康保険だより

◆ 9月は国民健康保険被保険者証の更新月です

現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成30年9月30日（日）です。

新しい保険証が9月30日（日）までに簡易書留郵便にて世帯主あてに届きますので、現在お持ちの保険証は10月1日（月）以降に破棄してください。

なお、保険料の滞納がある場合は、納付相談を受けていただきます。

※保険料を滞納すると、負担公平の見地から、財産差し押さえなど滞納処分の対象となります。

◆ 窓口によくある質問

Q. 国民健康保険には必ず入らないといけないの？

A. 日本では、国民すべてが何らかの医療保険に加入することになっています。（国民皆保険制度）75歳未満の方で職場の健康保険に加入している方、生活保護を受けている方を除くすべての方が、国民健康保険への加入の手続きが必要です。なお、国保加入の手続きは世帯主が行ってください。（75歳になられる方は後期高齢者医療保険へ自動で切替わります。）

Q. 勤務先と国保から保険料を二重に請求された場合は？

A. 国民健康保険脱退の手続きをした翌月に国保の保険料を再計算して通知を発送します。脱退の手続きが完了していない方は国保の保険証と新しい健康保険証を持参して住民環境課で手続きをお願いします。

Q. 転出のときに国保の届出は必要なの？

A. 必要です。転出届の際に国民健康保険証を持参してください。転出先の市区町村で新しく健康保険証をもらいます。

■ 国保の手続きに関すること 住民環境課 ☎ 64-7105 【直通】
国保の保険料に関すること 税務課 ☎ 64-7102 【直通】

人権擁護委員委嘱状伝達式

役場公室で「人権擁護委員委嘱状伝達式」が行われました。

人権擁護委員とは、国民の基本的な人権の侵犯の監視・救済を行い、人権思想の普及高揚に努める活動をしているの方々です。

金森登美子さん（牧在住）が4月より着任、安藤猛男さん（森部在住）が7月より再任され、法務大臣からの委嘱状を受け取られました。



▲金森登美子さん



▲安藤猛男さん

【人権に対するお悩み・お問い合わせ】 人権擁護委員会事務局（福祉課内） ☎ 64-7104 【直通】